

おわせ森林管理協議部会管理規定

(目的)

第1条 本グループは、F S Cの原則および規準を遵守し、おわせ森林管理協議部会森林管理計画およびおわせ森林管理協議部会森林管理環境方針に従い、計画的かつ適切な森林管理を実行することで、豊かな森林環境を維持し、地球環境に貢献するとともに地域社会の安定に尽くすことを目的とする。

(名称)

第2条 本グループは、尾鷲林政推進協議会 おわせ森林管理協議部会（以下おわせ森林管理協議部会）と称し、対象森林をグループ森林、管理者をグループマネージャー、参加者をグループメンバーと称する。

(管理者)

第3条 本グループのグループマネージャーは、おわせ森林管理協議部会長を森林組合おわせ代表理事組合長 とし、管理事務所を三重県北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地森林組合おわせに置く。

(資格)

第4条 グループメンバーは次のいずれかに該当しなければならない。

- 1) F S C森林認証を取得している者
- 2) F S C森林認証に参加しF S Cの原則及び規準を遵守し、計画的な森林管理を実行する意志のある森林所有者およびその森林の地上権を有する者
- 3) その他グループマネージャーが適当と判断する者

(契約)

第5条 グループ森林管理契約希望者は、「おわせ森林管理グループ 申込書」（様式1）を提出し、グループマネージャーは速やかに審査（様式2）を行ったうえで契約を締結（様式3）し、契約締結後1か月以内にその事実を認証機関に報告するものとする。

(契約の解除)

第6条 グループメンバーが契約解除を希望する場合は、契約解除希望日の2か月前までに「おわせ森林管理グループ 契約解除届」（様式4）を提出し、グループマネージャーは速やかに審査のうえ契約を解除し、契約解除後1か月以内にその事実を認証機関に報告するものとする。

(会議)

第7条 グループマネージャーは、原則として年1回以上のグループメンバー会議を招集開催するものとする。

(管理計画)

第8条 本グループ森林の管理は、別に定める「おわせ森林管理グループ計画」によるものとする。

(管理計画の変更)

第9条 グループ森林管理計画は、グループメンバーの同意を得て変更できるものとする。

(費用)

第10条 グループメンバーは、別に定める「おわせ森林管理グループ費用規定」により、グループの管理運営に係る費用を負担するものとする。

(責務)

第11条 グループマネージャーおよびグループメンバーの責務を次の通り定める。

グループマネージャーの責務

- 1) F S Cの原則および規準の遵守
- 2) 管理契約希望者の審査と契約
- 3) グループメンバー台帳の管理(様式5)
- 4) グループ森林の地図の管理
- 5) グループ森林管理計画の作成および変更
- 6) グループ森林の巡視などの基本的管理(様式6)
- 7) グループメンバーへのF S Cの原則および規準の周知徹底
- 8) グループメンバーに対するトレーニングおよび記録(様式7)
- 9) グループ森林における施業の確認および記録(様式8, 10)
- 10) グループ森林における木材生産と販売の確認および記録(様式9)
- 11) グループ森林の管理、木材生産と販売に関するモニタリングの実施および記録(様式11)
- 12) 地域住民や利害関係者に対する社会的影響評価の実施および記録(様式17)
- 13) 不法行為の監視と通報
- 14) グループメンバー会議の招集開催
- 15) グループ運営に関する情報の収集、提供、記録、保存などの事務
- 16) F S C認証機関への認証取得の申請および各種報告、手続き
- 17) グループマネージャーおよびグループメンバーが必要と認めた事項
- 18) 社会的影響評価に関する事項

グループメンバーの責務

- 1) F S Cの原則および規準の遵守
- 2) グループ森林の巡視などの基本的管理（様式6）
- 3) 従業員および作業委託業者へのF S Cの原則および規準の周知徹底
- 4) 従業員および作業委託業者に対するトレーニングおよび記録（様式7）
- 5) グループ森林における施業の記録および報告（様式8, 10）
- 6) グループ森林における木材生産と販売の記録および報告（様式9）
- 7) グループ森林の管理、木材生産と販売に関するモニタリングの実施および報告（様式11）
- 8) 地域住民や利害関係者に対する社会的影響評価の実施および報告（様式17）
- 9) グループ運営およびグループ森林管理計画の作成、F S C森林認証の維持に必要な資料、情報の提供
- 10) 不法行為の監視と通報
- 11) グループメンバー会議への出席
- 12) グループマネージャーおよびグループメンバーが必要と認めた事項

（立入権限）

第12条 グループマネージャーおよびF S C認証機関は、グループ森林管理およびF S C森林認証の維持のために必要または緊急の場合、グループ森林に立ち入ることができるものとする。

（記録保存）

第13条 グループマネージャーおよびグループメンバーは、グループ森林管理に関する一連の関係書類を最低10年間保存するものとする。

（情報公開）

第14条 グループマネージャーおよびグループメンバーは、本グループ森林管理において知り得た情報について、グループ運営またはグループメンバーの不利益にならない範囲で公開できるものとする。

（改善要求通告）

第15条 グループマネージャーは、グループ森林管理遂行上グループメンバーの契約規定違反が明らかになった場合、あるいは認証機関から改善要求事項、推奨事項などの通告があった場合、「改善要求通告書」（様式12）をもって改善要求を行うものとする。

(改善計画および結果報告)

第16条 第15条の改善要求通告を受けたグループメンバーは、通告内容を確認のうえ速やかに「改善計画書」(様式13)をグループマネージャーに提出し、改善要求通告で指示された日までに改善を実施し、その結果を「改善結果報告書」(様式14)により報告するものとする。

(施業停止命令)

第17条 グループマネージャーは第15条の改善要求通告後、改善が認められない場合および本グループ森林内での森林施業に起因する地域社会への悪影響、森林資源へのダメージ、違法行為などが認められた場合、または可能性がある場合は、「施業停止命令」(様式15)により直ちに施業停止の命令を行うものとする。

(契約破棄追放)

第18条 グループマネージャーは第15条の改善要求通告後も何ら改善が見られず改善の意志がないと判断した場合および第17条の施業停止命令に従わない場合または意志がないと判断した場合は、「尾鷲市及び紀北町グループ森林管理契約破棄通知」(様式16)によりそのグループメンバーの契約を破棄しグループから追放できるものとする。

(グループ外の森林管理)

第19条 グループマネージャーおよびグループメンバーは、グループ森林に含まない所有あるいは管理森林についてもグループ森林と同様の管理を行うよう努め、グループ外の森林であっても深刻な事故が発生した場合、グループマネージャーはグループメンバーに対し第15, 16, 17, 18条を適用するものとする。

(紛争解決)

第20条 本グループ森林管理に起因する苦情または紛争が発生した場合、グループマネージャーおよびグループメンバーは誠意を持ってその対応、解決にあたるものとする。

(補償)

第21条 グループマネージャーは、第21条の苦情紛争等の解決について補償の必要が生じた場合、グループメンバー会議を招集し、補償金額の決定およびグループメンバーへの負担割合など協議決定のうえ、補償を行うものとする。

(新規グループ加盟者)

第22条 新規者によるグループ参加の森林等が生じた場合、グループマネージャーは、書類審査及び現場評価を行った後、承認するものとする。

(附則)

第23条本規定に定めるほかにグループ森林管理の運営に必要な細則は、グループメンバー会議により定めるものとする。

本規定は平成30年12月19日より施行する。

本規定は令和3年11月11日より施行する。